

令和 8 年度 農業関係政策等に関する要望書

令和 7 年 10 月

新潟市農業委員会

人口減少・少子高齢化の急速な進行に加え、農業者の高齢化や担い手不足などにより、農業を取り巻く環境は依然として厳しい課題を抱えています。

当農業委員会におきましても、担い手への農地利用の集積・集約や遊休農地の発生防止・解消、新規就農者参入の促進など農地利用の最適化の推進に日々取り組んでいるほか、新潟市が策定した「地域計画」の基礎となる目標地図の素案を作成し、市長部局やJA、土地改良区などの農業関連団体とともに、地域における協議の場を開催するなど、地域計画の実現とブラッシュアップに努めています。

しかし、ここ数年の「令和の米騒動」は、政府が備蓄米を放出するも未だ沈静化する気配がなく、農業者は、米が適正価格に近くなる一方で、消費者の米離れが加速されるのではないかと、一喜一憂する日々を過ごしています。

国においては、「農地の集約化等の取組の加速化」として、農地中間管理事業への一本化を進めるとともに、食料安全保障の実現などを柱とする改正「食料・農業・農村基本法」の基本理念に基づき施策の方向性を具体化するため、「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

ただし農地中間管理事業は、地域の実情を尊重しながら進めるには課題が多く、また、食料・農業・農村基本計画に基づく施策の展開はこれからであり、令和の米騒動も加わって、農業者は大きな不安を抱えています。

さらなる農地利用の最適化を進め、食料供給を担う農業者が安心して再生産に取り組むことができる農業を実現するためには、施策を企画立案し、実施する関係行政機関等との連携が不可欠であることから、「農業委員会等に関する法律第38条第1項」の規定に基づいて新潟市農業委員会の意見をまとめ、要望書として提出いたしますので、今後の施策の展開に特段のご配慮をいただきますよう、お願ひいたします。

令和 7 年 10 月 31 日

新潟市長

中原 八一様

新潟市農業委員会

会長 虎澤栄三

令和8年度 農業関係政策等に関する要望

1 米価高騰による農業所得の増加を理由に補助金を減額等しないことについて

これまで農業は儲からないという前提で様々な支援策が実施されました
が、農業者は、一時的な米価の高騰を理由に農業経営の安定に貢献してきた
各種の補助金や支援策が減額・縮小されるという不安を抱えています。

米価の変動や環境の変化に左右されない、強靭で安定した農業経営を確立
することが、本市農業の未来を支えられると考えており、経営を安定させる
ための支援制度の継続や新たな課題に対応できる柔軟な支援策の創出が必要
と考えます。

つきましては、令和8年度の予算編成にあたっては、「新潟市農業構想」
において、本市が目指す「食と花の都」— 都市と田園の調和を活かした持
続可能な農業の実現に向け、農業予算の総額の維持だけでなく、新たな課題
に対応する支援策の拡充をお願いいたします。

2 農家、農業者の営農継続に向けた施策及び支援の見直し、拡充について

この度の米価高騰に伴い、大規模農家だけでなく中小農家においても設備
投資の意欲が高まっている一方で、農機具価格が高騰する中、支援なしには
更新が進まない状況は続いています。

市が実施している「元気な農業応援事業」の予算の拡充と、意欲ある農業
者の施設・設備の更新について制度の見直しをお願いしたい。

また令和5年度より実施となった親元就農支援については、技術の習得や
経営の安定には時間を要することから、支援金の交付期間の延長など担い手
育成の実態に合わせた支援策の拡充について検討をお願いいたします。

3 米価高騰の市民理解について

米不足・米価高騰は連日報道され、消費者目線に着眼したものが多く、農業者は多額の利益を得ているとの誤解が広がり、農業者や農業委員会にも地権者から「米価高騰しているから賃借料を上げてほしい」という相談が増えています。

報道では水田農業の現状や制度の問題について触れるものあり、国民に米政策を考えてもらう一助にもなっている面もありますが、1993年の冷夏を原因とした「平成の米騒動」では、タイ米まで輸入するにいたりましたが、翌年の豊作によって、連日の報道もなくなり、国民の興味もなくなってしまいました。

本市の総合計画では、市内産農産物に愛着を持つ市民の割合が89%と、一定の理解をいただいているが、今回の騒動を機に稻作農業の実情や再生産可能な米価等について、市の広報チャンネル等で改めて広報をお願いいたします。

4 果樹の新規参入者への経営支援等について

果樹地域では、関係団体で果樹担い手の協議会を組織している地域もあり、新規就農者の確保・育成等に取り組むとともに、経営体の世代交代も進めておりますが、十分な担い手を確保できず、果樹畠の遊休農地化が問題となっています。

果樹への新規参入には技術習得や収益の問題など、知識、体力、資金等で様々な課題があり、協議会のサポートや補助金等、様々な支援があるものの、経営や生活に余裕がなく制度の十分な活用ができない場合があります。

また、新たな果樹の植栽や機械化を行う場合、未収益期間や資金調達、新技術の習得の課題があり、補助金の種類が複雑なことや、採択要件が厳しいなど活用に不安があります。

果樹地域の永続的な発展のためにも、新規参入者に対し、より充実した支援体制の継続に加え、経営発展に応じた資金融資や補助事業の活用など、きめ細かい情報提供や、補助採択要件の緩和など、柔軟な対応をお願いいたします。

5 農業者の利用しやすい農地中間管理事業の運用について

地域計画の実現に向けて、農地の集約化等を加速化するため、令和7年4月から、改正農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動が、農地中間管理事業に一本化されました。

農地中間管理事業については、確実な賃料・農地の返却、税制面などのメリットがある反面、事務手続きの煩雑化や市町村による嘱託登記の廃止など、農業者にとって使い勝手がいい制度とはなっていないのが実情です。

さらに新潟県では、賃貸借の事務手数料の徴収や物納を認めないことに加え、税制上の優遇措置がある扱い手の売買等では、国の補助事業以外は対応しないなど、農業者から改善が求められています。

つきましては、農業者の手数料等の経費負担の削減や、手続きの簡素による事務負担の軽減、扱い手の農地売買等の嘱託登記の実施など、農地中間管理事業の制度・運用の見直しについて、国・県に働きかけをお願いいたします。

6 圃場整備事業などを契機とした扱い手への農地の集積・集約について

国営土地改良事業や県営圃場整備事業などは、扱い手へ農地の集積・集約、スマート化技術の導入など生産性の向上や管理作業の省力化によるコストの削減につながり、水田の汎用化は麦・大豆や園芸作物の生産拡大に必要な整備であり、事業の進捗が速やかに進むよう、国・県への予算の確保を要望いただくとともに、市としても関連予算の拡充など、一層の支援をお願いいたします。

また、県が進める機構集積型圃場整備事業については、地元負担などが軽減されるものの、事務手続きが煩雑化することから、地元集落や土地改良区、市農業部門や農業委員会など関係機関の業務が増加し、事業の進捗に支障をきたす恐れがあります。

つきましては、十分な支援が行えるよう国・県へ必要経費を要望するとともに、人員体制の確保をお願いいたします。